川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針

1　趣旨

この指針は、川崎市を定年、勧奨又は任期満了等で退職した職員（以下「退職職員」という。）の川崎市主要出資法人総合調整要綱（平成３年川総行第７５号）第２条に定める法人（以下「主要出資法人等」という。）への再就職等に係るガイドラインを示すものとする。

2　再就職に係る協議

市と主要出資法人等は、主要出資法人等からの求人依頼等に基づき、退職職員が主要出資法人等に再就職する場合は、必要に応じて、その再就職について協議するものとする。

3　任期及び在職期間の限度

主要出資法人等に再就職した退職職員の当該主要出資法人等における任期は、当該主要出資法人等が定めるものとする。

ただし、原則として、満６５歳に達した日以後における更新は行わないものとする。

4　報酬額に係わる協議

市と主要出資法人等は、退職職員が主要出資法人等に再就職する場合は、あらかじめ、その報酬額について協議するものとする。

5　報酬額の限度額

（１）主要出資法人等に再就職した退職職員の当該主要出資法人等における報酬限度額は、別表１のとおりとし、報酬額は当該主要出資法人等におけるそ

の者の職位に応じて、この報酬限度額の範囲内で支給するものとする。ただし、満６０歳に達した日以後における最初の３月３１日に退職する職員（管理監督職勤務上限年齢制の特例により同日以後の退職となる職員等を含む。）の報酬限度額は役員業績評価（役員以外の再就職した退職職員については、それに類する制度。以下同じ。）を導入の上、当分の間、別表２のとおりとし、報酬額は当該主要出資法人等におけるその者の職位を考慮して、この報酬限度額の範囲内で支給することができる。

（２）報酬限度額には、諸手当（通勤手当を除く）を含めるものとする。ただし、役員業績評価に伴う報酬反映部分の加算額はその範囲外とする。

（３）第１号に定める報酬限度額は、常勤の職にある場合の報酬限度額であり、非常勤の職にある場合にあっては、その勤務時間の割合に応じた額を報酬限度額とする。

（４）主要出資法人等は、その法人に再就職した退職職員に支給する役員報酬の額を改定した場合（新たに報酬額を決定した場合を含む。）、報酬額改定報告書（別記様式）により市に報告するものとする。

（５）主要出資法人等は、その法人に再就職した退職職員に支給する報酬の額を改定するに当たっては、法人の業務執行体制に影響のないよう留意するものとする。また、市は、第１号ただし書及び第２号ただし書を適用する場合を除き、増額改定を理由とする委託料、補助金等の増額は行わないものとする。

（６） 前５号の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、市と主要出資法人等の協議によるものとする。

６　退職手当の不支給

主要出資法人等に再就職した退職職員の当該主要出資法人等における退職手当は、支給しないものとする。

７　その他

（１）主要出資法人等以外の法人で市が出資しているもの、補助金等の財政的援助を与えているものその他これらに類するもの（以下「関係法人」という。）への退職職員の再就職等について、市と関係法人は第２項及び第３項の規定の趣旨に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

（２）この指針に定めのない事項については、必要に応じて市と主要出資法人等が協議するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この指針は、平成３年１２月１５日から施行する。

（経過措置）

２　この指針施行の際、現に外郭団体に再就職している退職職員の当該外郭団体における在職期間が第３項第１号に規定する在職期間の限度を超えている場合又は平成４年３月３１日までにおいて同号に規定する在職期間の限度を超える場合については、特別の事情があるものとしてその在職期間の限度を定める場合を除き、平成４年３月３１日（平成３年４月１日から平成４年３月３１日までの間に同号に規定する在職期間の限度に達する場合については、平成５年３月３１日）をもってその在職期間の限度とする。

３　この指針施行の際、現に外郭団体に再就職している退職職員（再就職している外郭団体の寄附行為等による任期の定めがある当該退職職員については、この指針の施行の日の属する任期が満了する日までの間）の第５項及び別表に規定する報酬限度額については、なお従前の例による。

附　則

この指針は、平成８年１２月２７日から施行する。

附　則

この指針は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、平成１０年１２月１４日から施行する。

附　則

この指針は、平成１６年１２月１０日から施行する。

附　則

この指針は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則

この指針は、平成２１年１１月１６日から施行する。

附　則

この指針は、平成２３年３月３１日から施行する。

附　則

この指針は、平成２６年３月１９日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この指針は、平成３０年１０月２４日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の指針５の規定は、平成３１年４月以降に支給する報酬について適用し、同年３月以前に支給する報酬については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この指針は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この指針の施行の際、現に主要出資法人等に再就職している退職職員は、改正後の５（１）、（２）及び（５）の報酬限度額に係る規定を準用する。この場合において、改正後の５（１）中「６０歳に達した日以後にお

ける最初の３月３１日に退職する職員」とあるのは「退職職員」と読み替えるものとする。

別表１（５関係）

主要出資法人等における職	代表取締役社長、副社長、理事長、副理事長、会長、副会長その他これらに相当する職	専務取締役、常務取締役、取締役、専務理事、常務理事、理事、監査役、監事その他これらに相当する職	その他の職
報酬限度額	７００万円	６００万円	５００万円

別表２（５関係）

退職前職位	局長級	部長級	課長級	課長補佐	係長級	その他
報酬限度額	７００万円	６４０万円	６００万円	５７０万円	５４０万円	５００万円